

2026年

1月 第46号



専門工事業者の安全衛生管理

目 次

● 大成建設株式会社 社長メッセージ	01
● 安全衛生環境協力会連合会会長メッセージ	02
● 安全本部長メッセージ	03
● 安全目標と重点実施事項の解説	04~08
● 建築総本部長メッセージ・土木本部長メッセージ	
■ 安全衛生責任者・作業責任者(職長)の重点管理事項(建築・土木)	09・10
● 重点危険作業・危険作業の特定(建築・土木)	11
● 作業変更(予定外作業等)時のルール(フロー)	12
● 「特定災害」による災害事例	13・14
● TAISEI SAFETY 保護具の装着は安全の基本・手持ち電動工具による災害に注意しましょう	15
● 立入禁止・関係者以外立入禁止・誘導者・監視人を必要とする作業	16・17
● 「安全アカデミー(専門工事業者版)研修」について	18
● 「労災かくし」の根絶について	19
● 熱中症の対策強化に関する法規制について	20
● 「ワークサイト」利用のための専用ID発行手続きのお願い	21
● 「建設現場顔認証 for グリーンサイト」顔情報登録のお願い	22

大成建設株式会社安全衛生環境協力会連合会

二次元コードを読み取る

「協力」は、必ず安責者・作業責任者(職長)が
常に携帯(冊子やスマホにDL)するようお願いします。▶



「一清掃 二作業」「日々改善 日々学習」 「3S(整理・清掃・清潔)現場に事故トラブルなし」

皆さんの日頃からの安全への取り組みに深く感謝します。当社は第三者災害・火災・重篤災害・重大事故の撲滅を目標に掲げています。特に第三者災害・火災については、発生させた場合の社会的影響は大きく、絶対に起こしてはなりません。しかしながら、昨年を振り返ってみると、火災については件数が増加しており、第三者災害も撲滅には至っていません。

当社が安定した成長を続け、お客様の期待と社会の要請にしっかりと応えていくためには、経営基盤である「安全」への意識を高め、さらに安全管理水準を向上させる必要があります。

特に第三者災害・火災・重篤災害につながる特定災害に対して重点管理を徹底してください。

万一事故・災害が発生した際には、必ず適切な報告を行い、本社・支店が一丸となり、組織として本質的な原因を徹底的に究明し、正しい改善と再発防止を実施することが重要です。原因と対策を共有し、安全管理水準を向上させ、再発を防止してください。

【安全は全てに優先する】今年も気を緩めることなく、作業所長が高い意識を持って率先して安全管理に向き合うよう、本社・支店は支援を行い、我々のパートナーである専門工事業者の皆さんが安心して働ける作業所運営を力強く推し進めてください。

近年の死亡災害をはじめとした重篤な災害及び事故について、次の要因を強く感じています。

- 「第三者災害」「火災」防止に対するリスクの洗い出しが不足している
- 「特定災害」防止に対する重点管理が不足しており、リスクが見逃されている
- 作業所長・安全衛生責任者・作業責任者(職長)を中心とした現場確認、的確な指示ができていない
- 現場従事者の危険感受性や力学的センスが不足している



2026年1月

大成建設株式会社
社長 相川 善郎

については、今年は特に下記の項目に注力して実施することを求めます。

1

当社がするべきこと

- 災害分析結果やパトロール等により抽出した、注力すべき作業所・専門工事業者に対する重点的支援
- 事故災害データと顔認証システム等から得られる情報を統合的に分析した災害の未然防止策の展開
- 社員及び出向・派遣社員・専門工事業者に向けた危険感受性を高める安全教育の見直し、改善

2

安全衛生環境協力会会員
がするべきこと

- 一次事業主による末次業者までの的確な教育・指示と自主性のある組織立った安全管理
- 安全衛生責任者・作業責任者(職長)の適任者の配置、レベルアップ教育の推進
- 作業所で働く人のための、より主体性のある「職長会活動」「事業主パトロール」の推進

巡回にあたり

- 今年も時間の許す限り作業所を巡回し、次の4点を確認します。
- ①現場における重要リスクが見逃されていないか
 - ②現場の中で何でも話せる「心理的安全性」が確保されているか
 - ③職長会が十分に機能しているか
 - ④職人さんが快適に働ける環境を整えているか

安全衛生環境協力会連合会会長メッセージ

協力会会員 各位

「第三者災害・火災・重篤災害・重大事故の撲滅」 の達成に向けて

- 「第三者災害」「火災」防止の重点管理
- 「重篤災害」につながる「特定災害」防止の重点管理
- 職長会と連携した「不安全行動の撲滅運動」の推進
- 作業員の健康状態の把握と適正配置

会員の皆様におかれましては、日頃より安全衛生環境協力会活動にご協力いただき誠にありがとうございます。

事故や災害の発生件数は昨年に比べて減少傾向にあり、皆様の安全への取り組みは着実に効果を發揮してきています。とはいっても、社会的に影響の大きい「第三者災害」「火災」や、発生すれば「重篤災害」につながる可能性が高い「特定災害」の全てを撲滅できたわけではありません。末次業者の作業員まで含めた作業所関係者の安全意識を向上させ、作業責任者（職長）と作業員の活発な安全コミュニケーションを展開し、個々の作業における危険の洗い出しを十分に行うことで、更なる安全水準の向上に努めましょう。

「第三者災害」「火災」「特定災害」防止の施策として、今年は特に次の3項目を掲げています。
事業主の皆さんは、自ら確認し、指導を行ってください。

- 1.末次業者作業員までの、行動災害防止、安全意識向上につながる教育の実施強化
- 2.大成建設の定める「重点危険作業・危険作業」が遂行できる作業責任者（職長）の配置及び、責任と権限の明確化
- 3.現地の状況を考慮し、作業員の意見を反映した「作業手順書」の作成と関係者への確実な周知

作業員の「不安全行動」をいかに防止するかも、継続的かつ重要な課題です。現地KY活動の実施とともに、今年も職長会と連携し「不安全行動撲滅運動」の一環として「声掛け・声返し」運動等を推進していきます。いつでも誰かに見られている作業環境は、作業員の不安全行動の抑止につながります。

また、近年、作業員の高齢化を背景とした既往症や生活習慣病等に起因する「私病」により現場で亡くなる方が増えています。事業主の皆さんは、高年齢者をはじめ作業員の定期健康診断の実施を徹底し、有所見者を把握して「適正配置」を実施することで、現場での私病発症を防止しましょう。

なお、昨年より、熱中症の対策強化に関する法規制が改正され、対策が事業主に義務付けられました。法令の遵守は当然ながら、重症化を防ぐためには体調不良者の早期発見と確実な対応が重要です。

今年も繁忙度が高くなることが予想されますが、事業主の声で「第三者災害・火災・重篤災害・重大事故」を発生させない、安全第一の意思表明を行い、今年の目標達成に向け安全衛生活動に取り組んでいきましょう。

2026年 安全衛生管理方針書の重点実施事項を以下の通り示します。我々安衛協会会員は、これらの具体策を自社の関係する社員・作業員に周知・徹底するとともに、必ず結果につなげるべく年間を通して継続的に推進します。

2026年 安全衛生管理方針書 重点実施事項

専門工事事業者の実施事項 [実施責任者：一次事業主、安責者・作業責任者（職長）]

取り組み姿勢 事業主・職長を軸とした、自主性・責任感を持った安全管理体制の確立

- ①末次業者作業員までの、行動災害防止、安全意識向上につながる教育の実施強化
- ②安責者・作業責任者（職長）等の役割分担と責任の教育・指導を強化し、組織立った安全管理を行う
- ③現地の状況を考慮し、作業員の意見を反映した「作業手順書」の作成と関係者への確実な周知
- ④災害事例等（特に機械関連災害）を活用し、わが身に置き換えた実効性のある現地KY活動の実施
- ⑤職長会活動による「不安全行動」の防止（声掛け・声返し運動・コミュニケーションの向上など）
- ⑥末次業者までの、作業員の健康状態の正確な申告と事業主・職長による医師の意見に基づく適正配置（現場内私病発症・熱中症防止への対応強化）及び事業主による労働時間の適切な管理



安全衛生環境協力会連合会
会長 福田 英明

安全本部長メッセージ

協力会会員 各位

一致団結して 「第三者災害・火災・重篤災害・重大事故の撲滅」 の達成を!

全国の安全衛生環境協力会会員各位には、日頃より大成建設の安全衛生環境活動にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

皆様が、当社と一緒に日々真摯に安全管理に取り組んだ結果として、着実に安全管理水準が向上していると認識しています。これも皆様のご協力の賜物と感謝します。

しかしながら安全管理に終わりはありません。我々には現場で働く皆さんの命を守るという最も当たり前で、最も重要な責任があります。さらには仮囲いの外に対しても、大きな責任があります。安全とは会社が持続的な成長を実現するための経営基盤なのです。ひとたび重篤な災害や大きな事故を発生させれば、会社は社会的信用を失墜させ、ペナルティや甚大な損失を被ることになります。特に近年では「第三者災害」「火災」を発生させた際の影響が大きくなっています。

そのため、今年は第三者災害・火災・重篤災害・重大事故の撲滅を方針に掲げました。これらの撲滅を達成するには、これまで以上に安全意識を高め、安全管理水準を向上させる必要があります。会員の皆様は基本に立ち返り、当社の社員と協力して今回の「協力」に記載している「重点実施事項」を確実に実施していただきたいと思います。

安全は技術です。昨年の労働災害及び第三者災害・火災等事故を踏まえ、大成建設は現場に寄り添ったブッシュ型支援の実行に取り組みますので、会員の皆様は、自主性と責任感を持って以下の点に特に注力してください。

今年、会員の皆様は、以下の点に特に注力してください。

①一次事業主による末次業者までの的確な教育・指示と自主性のある組織立った安全管理

一次事業主は明確な言葉で安全方針を打ち出し、会社としての安全への姿勢を示すとともに、末次業者の作業員までが取り組みやすい、より具体的な教育と安全指示を行い、危険を回避させてください。

②安全衛生責任者・作業責任者(職長)の適任者の配置、レベルアップ教育の推進

事業主は、安全衛生責任者・作業責任者(職長)を軸とした、より自立した安全管理体制の確立を図るために、その責務と役割をしっかりと認識させ、その責務を果たすために何をすべきなのか、元請、他職に何を伝えれば自分の責務を果たせるのか、よく教育したうえで適任者を確実に配置してください。また、職長のレベルアップ教育を実施したり、大成建設が開催する安全アカデミーを活用する等して、現場全体の安全管理水準の向上を図ってください。

③作業所で働く人のための、より主体性のある〈職長会活動〉〈事業主パトロール〉の推進

自分の現場では絶対に事故を起こさない、怪我人を出さないという強い気持ちを職長会と事業主が共有し、職長会と事業主が先頭に立って、コミュニケーションの基本となる「声掛け・声返し」運動やパトロール等、安全に寄与する活動を展開してください。



安全本部長
波多江 祐輔

今年も組織力を発揮し一体となって安全管理を行い、目標を達成しましょう。

安全目標と重点実施事項の解説

■2026年の安全目標

大成建設は次の数値目標を掲げ、安衛協の皆さんと共に安全衛生活動を推進します

死亡災害ゼロ 度数率0.60未満の達成〈「特定災害」防止を重点管理〉

※中小事業主、一人親方を除く1日以上の休業災害を対象

重大事故ゼロの達成〈社会的な影響の大きい第三者災害・火災・事故の防止〉

数値目標達成のための管理指標

●中小事業主、一人親方の災害を含む、4日以上の休業災害を対象

度数率	年間休業件数
0.50未満	46件以下 (建築/33件以下、土木/13件以下)

●中小事業主、一人親方の災害を含む、不休災害を含む全ての特定災害を対象

特定災害度数率	年間災害件数
0.30未満	30件以下 (建築/22件以下、土木/8件以下)

●中小事業主、一人親方の災害を含む、1日以上の休業災害を対象

度数率	年間休業件数
0.70未満	63件以下 (建築/45件以下、土木/18件以下)

■専門工事業者の重点実施事項【実施責任者：一次事業主、安責者・作業責任者(職長)】

取り組み姿勢 事業主・職長を軸とした、自主性・責任感を持った安全管理体制の確立

01 末次業者作業員までの、行動災害防止、安全意識向上につながる
教育の実施強化 P.05 ▶

02 安責者・作業責任者(職長)等の役割分担と
責任の教育・指導を強化し、組織立った安全管理を行う P.05、P.06 ▶

03 現地の状況を考慮し、作業員の意見を反映した「作業手順書」の作成と
関係者への確実な周知 P.06 ▶

04 災害事例等(特に機械関連災害)を活用し、わが身に置き換えた
実効性のある現地KY活動の実施 P.07 ▶

05 職長会活動による「不安全行動」の防止
(声掛け・声返し運動・コミュニケーションの向上など) P.07 ▶

06 末次業者までの、作業員の健康状態の正確な申告と事業主・職長による
医師の意見に基づく適正配置(現場内私病発症・熱中症防止への対応強化)
及び事業主による労働時間の適切な管理 P.08 ▶

2026年の安衛協の皆さんの重点実施事項は上記6項目です。

実施責任者である、一次事業主及び、安責者・作業責任者(職長)は、

一年を通じ、重点実施事項を念頭に置きながら安全衛生活動を推進してください。

解説

取り組み姿勢 事業主・職長を軸とした、自主性・責任感を持った安全管理体制の確立

●作業所単位で、事業主の代理となる信頼できる職長により、配下の作業員を守れる施工体制をつくるなくてはなりません。

●元請会社が言うから安全管理をするわけではありません。責任感のある安全管理体制の確立は企業評価に欠かせない要素です。

安全目標と重点実施事項の解説

以降に、重点実施事項の解説を示します。

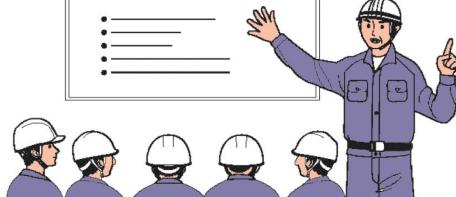
01

末次業者作業員までの、行動災害防止、安全意識向上につながる教育の実施強化

解説

年2回実施する一次事業主による「送り出し教育」や、作業内容・条件等により変化する安全のポイントをわかりやすく作業員に教育し、行動災害を防止し、安全意識を向上させることは事業主の重要な責務です。

安全衛生環境



一次事業主に取り組んでもらいたいこと

教育内容の充実を図りましょう。

- 事業主の声で、自社の「安全目標」及び、安全への取り組み姿勢を伝えてください。
- 作業所ごとに作業内容・条件等を考慮した安全ポイントを作業員全員に理解させるようにしてください。
- 社内外で発生した事故・災害事例を周知し、自社としての対策を示しましょう。
- 動画や画像を使い、なるべくわかりやすく、オンライン等も利用し広く周知してください。

▶▶▶ 教育資料・内容についてのご要望等ありましたら、支店安環部にご相談ください。

CHECK!

大成建設ルールの確認

「大成建設の送り出し教育」(専門工事業者の作業所安全衛生管理(2020年版)P.33抜粋)

(2)「送り出し教育」の実施

1次の専門工事業者の事業主は、元請作業所に派遣する自社の作業員及び2次以降の再請負業者全ての作業員に対して、作業所に入場する前に「送り出し教育」を実施する。

CHECK!

2023年8月に「大成建設の送り出し教育」が改定されました。
是非ご活用ください。

2023年版
「大成建設の送り出し教育」



02

安責者・作業責任者(職長)等の役割分担と責任の教育・指導を強化し、組織立った安全管理を行う

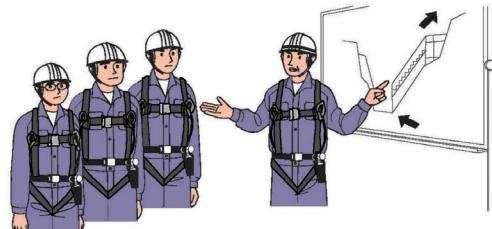
解説

過去の死亡・重篤災害では、安責者・作業責任者(職長)の任命・職務の履行不足や、指揮命令系統の曖昧さが真因となるものが数多く見受けられます。事業主は現場ごとに役割分担を明確にし、組織立った安全管理を行わなければなりません。



一次事業主に取り組んでもらいたいこと

作業所ごとに、自社及び協力会社の次数ごとに安責者・作業責任者(職長)が配置されているか、組織として機能できる体制かどうか、作業主任者等を含む任命者が役割分担と責任を理解し職務を全うしているかを確認してください。



次頁に続く▶

安全目標と重点実施事項の解説

前頁の続き▶

02

安責者・作業責任者(職長)等の役割分担と責任の教育・指導を強化し、組織立った安全管理を行う



職長に取り組んでもらいたいこと

- 事業主から現場を任せられています。「今日も一日、チーム全員の安全を必ず守る」気概を持ち、ワンチームの良い組織をつくってください。
- 自己のスキルアップのために能力向上教育等の資格を積極的に取得してください。
- 作業責任者(職長)による現地KY活動を確実に実施してください。**



CHECK!

安衛法で定められた職長・安責者教育及び能力向上教育を必ず受講させてください

職長・安全衛生責任者教育

- 初任時教育 ●法定カリキュラム 14時間
- 講師資格：新CFT講座等修了者

職長・安全衛生責任者能力向上教育

- 初任時教育後5年ごとの再教育 ●法定カリキュラム 5時間40分
- 講師資格：新CFT講座等修了者

「安全衛生環境誓約書」に定める職長・安責者の責務

- | | |
|-----------------------------------------------|----------------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 1.新規入場時の安全・衛生教育 | <input type="checkbox"/> 6.職長会への参加 |
| <input type="checkbox"/> 2.通門管理に基づく適正配置 | <input type="checkbox"/> 7.病者の就業禁止 |
| <input type="checkbox"/> 3.再請負業者を含めた指揮命令系統の確立 | <input type="checkbox"/> 8.不安全行動の排除 |
| <input type="checkbox"/> 4.作業間の連絡調整への参画及び実施 | <input type="checkbox"/> 9.作業を指揮する者の職務の実施に対する確実な監督 |
| <input type="checkbox"/> 5.安全常会の確実な実施 | <input type="checkbox"/> 10.「声掛け運動」の推進 |
| | <input type="checkbox"/> 11.その他安全・衛生の確保に必要な措置 |

CHECK!

「心理的安全性」とは？「心理的安全性」はどのように高めるのか？

- 人は誰でも「能力がない」「おせっかい」「空気が読めない」などと思われたくはありません。これを「対人不安」と言います。「心理的安全性」の高い組織とは、組織の中では「対人不安」のない何でも言い合える関係を言い、**目的達成力に優れた組織**と言われています。
- 「心理的安全性」を高めるためには、部下の「意見」「質問」や「悪い報告」もいつでも快く聞き入れ、個人を責めず組織としての最善策を考え実行します。この行動が「対人不安」を解消させます。優れたリーダーはこのような素質が備わっているものです。

03

現地の状況を考慮し、作業員の意見を反映した「作業手順書」の作成と関係者への確実な周知



同じ工程の工事でも、現地の状況により作業手順が異なる場合があります。工事を数多く経験している皆さんで意見を出し合い、現地の状況における施工上の安全ポイントを作業手順書に反映し、安全な手順で作業を行いましょう。



一次事業主、職長に取り組んでもらいたいこと

- 作業手順書を作成するときは、現地の状況をよく確認し、作業標準通りにできない作業やイレギュラーな作業の手順、安全対策を作業手順書に盛り込みましょう。
- 作成した作業手順書は所長と方法・意見のすり合せを行い、関係者全員に周知しましょう。

04

災害事例等(特に機械関連災害)を活用し、わが身に置き換えた実効性のある現地KY活動の実施



災害事例は災害防止のための貴重な教材となります。現地KY活動では、過去に起きてしまった災害を、今日、自分の身に起こる可能性がある災害と考え、やってはいけないこと、やらなければならないことを確認し、再発防止対策を決めて、類似災害を起こさないことが重要です。



職長に取り組んでもらいたいこと

- 作業開始前に必ず作業班ごとに、実際の作業場所(現地)にて現地KY活動を行ってください。
- 当日の作業に関係している災害事例を活用して現地KYを行い、類似災害を発生させないように作業員全員に指導してください。

05

職長会活動による「不安全行動」の防止 (声掛け・声返し運動・コミュニケーションの向上など)



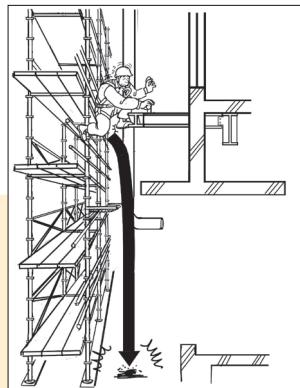
なぜ「不安全行動」の防止が大事なのでしょうか?



計画書を丹念に作成し、施設を整備し、周知会をしっかり行っても、一つの「不安全行動」でその全てがご破算になり、重篤災害・事故につながってしまうことがあるからです。

ベテランの左官工が、昼休み前に外部足場から躯体庇に乗り移ろうとして約5m墜落してしまいました。「まあこれくらいいいや」という一瞬の油断や省略行為が取り返しのつかない結果となりました。

[2021年発生 墜落による死亡災害]



職長に取り組んでもらいたいこと

職長会活動にて「声掛け・声返し」運動を定着させ、コミュニケーションの向上をお願いします。誰も見ていないところでは、つい不安全行動をしてしまいがちです。**声を掛け合う明るく働きやすい作業所**をともに作りましょう。



つい「不安全行動」をしてしまう部下をどのように注意すればよいのでしょうか?

不安全行動を防止させる4つのステップ

- STEP.1 コミュニケーション 話しやすい関係をつくる
- STEP.2 ポイントを明確にする 頭ごなしに注意するのではなく、まず本人の立場で理由を聞く
- STEP.3 反省を引き出す 何が問題だったのか、どうすればよかつたのか、**本人に考えさせる**
- STEP.4 ルール確認 脳に落ちる、自らの意志で決定・行動させる

安全目標と重点実施事項の解説

06

末次業者までの、作業員の健康状態の正確な申告と事業主・職長による医師の意見に基づく適正配置(現場内私病発症・熱中症防止への対応強化)及び事業主による労働時間の適切な管理

解説

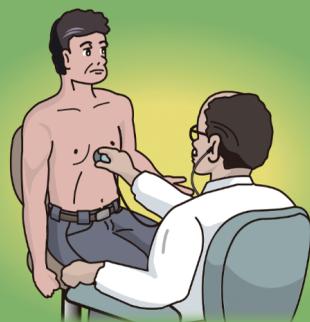
災害であれ私病であれ、労働者が現場で重篤な災害を起こすことは防がなくてはなりません。自社の労働者はもちろんのこと、下請負業者(2次に限らず、末次請負に至るまで)に対しても健康管理の徹底を指導してください。安衛法に基づく定期健康診断などを確実に実施して労働者の健康状態を把握し、それに基づく適切な労働者の配置(適正配置)を行うのは事業者としての責務です。



事業者に取り組んでもらいたいこと

- 下請負業者の事業主に対し、安衛法に基づく定期健康診断の確実な実施及び、診断結果が有所見の人には再検査を受けさせ、必要な治療や生活上の注意事項を守らせるように繰り返し指導してください。
- 適正配置が必要な作業員がいる場合は、確実に職長に伝え、フォローをさせてください。
- 労働時間管理を徹底して過重労働を防いだり、ストレスチェック等で労働者のメンタルヘルス対策も行ってください。

安全管理の第一歩は健康管理から



職長に取り組んでもらいたいこと

- 事業主に対し、配下の全作業員の適正配置者の有無を常に確認し、必ず適正配置を実施してください。
- 作業員本人から体調不良の申し出(特に脳疾患や心疾患の疑い、熱中症が疑われるような症状)があった場合は速やかに元請に報告し、所定の医療機関の受診を促してください。
- 日頃から、配下の作業員の体調に気を配り、休憩時間の調整や適正配置を行ってください(顔色や言動から心身の不調をうかがい知ることもできます)。腎臓疾患、糖尿病等の既往病がある場合は熱中症になりやすいので、特に気を配ってください。
- 悩みをなんでも相談できる存在(職長)になってください。
- 休養や睡眠時間は非常に大事です。生活指導も行ってください。



● 風色や言動からも
心身の不調がわかります

CHECK!

安衛法が定める主な健康診断

- 雇入時の健康診断
- 毎年の定期健康診断
- 特定業務従事者の定期健康診断(有害物、振動、騒音等)
- 特殊健康診断(高圧、有機溶剤、特化物、石綿、じん肺等)
- 二次健康診断(脳・心臓疾患の有所見者等)

CHECK!

過去10年間で68人の方が私病によって大成建設の現場で亡くなっています

2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年*
7人	5人	5人	10人	4人	8人	8人	6人	10人	5人

※2025年は10月末までの集計値



三現主義の徹底、作業変更(予定外作業)時のルールを守って作業する!

災害や事故の分析を行うとそのほとんどが『作業変更(予定外作業)』に起因しています。当社では作業変更のルールが決められていますが未だルールが守られていない、何が作業変更か理解できていないと思われます。もう一度作業所、職長・作業員と理解を深め『作業変更時のルール』に則って対応してください。ここ数年、繁忙度が高い状態が続き、『特定災害』が急増しています。特定災害は過去の統計により死亡災害になりやすい災害です。「高所では墜落制止用器具を使用する」、「3・3・3運動の実施など玉掛けルールを守って作業する」、「吊荷の下には入らない」、「重機の近くに立ち入らない」などの“当たり前のルールを必ず守る”ことが大切です。

またリニューアル工事の増加により新築も含め『第三者を含めた災害・事故』、『火災』が多く発生しています。敷地内だけでなく敷地外も意識した安全管理を実施してください。リニューアル工事では“使いながらの工事”が多く、『事前の調査、事前の現認、現地の危険の表示、決められた手順通りの作業』が不可欠です。火災についても『事前の現認、事前の可燃物除去・養生、作業後の確実な火元確認』などの三現主義の徹底を行ってください。

安全に近道はありません。過去の災害事例を教訓として“繰り返し、繰り返し”活用する、危険に気付く力を日々養う、危険な行為に背を向けずに『声掛け・声返し』を行い、現場に潜む『危険の芽』を確実に摘み取ることが大切です。これらを確実に行い、不安全行動誘発の原因でもある、『慣れ・マンネリ』を防止し、2026年も『死亡災害ゼロはもとより、第三者災害・火災・重篤災害・重大事故の撲滅』を必ず達成しましょう。

安全衛生責任者・作業責任者(職長)の重点管理事項(建築)

(安全衛生責任者・作業主任者(職長)へ確実に周知し実施させてください)

計画段階

- 重点危険作業・危険作業は実際の施工条件・特殊部位を加味し、二重の安全対策を考慮した実施可能な具体的施工計画を関連作業員に周知徹底し、変更が生じたら再度計画を練り直し、作業変更周知会を開催し、再開する。メイン作業だけでなく、搬入、地組、計測なども含め計画し、実行する
- 専門性の高い一式工事は計画から実施まで重要ポイントには当社の関与を強化し、過去の類似災害を繰り返さない安全対策を実行する
- 担当社員と専門工事業者はP→D→C→Aサイクルを回し、日々改善を行い、危険の芽を無くす努力を行う
- 作業所長は若手社員に三現主義にて現地でOJT教育を行い、「ホウ・レン・ソウ」によるコミュニケーション向上を目指す

実施段階

過去の死亡災害・重大事故の再発防止対策

〈第三者人身事故の防止、第三者物損事故の防止、火災の防止〉

- 仮囲い際・敷地外周部の作業は第三者を最優先にした施工方法・施工時間・道路使用等を加味した計画を行い、関係者に周知する。
また、作業時は警備員(誘導者)を配置して作業を行う。
- 建屋内のインフラ、埋設インフラ、架空インフラ等各種インフラは既存図面と現地の整合調査を行い、図面化、現地表示、関係者の周知、工程進捗に合わせた表示の盛替え等を行う。不明なインフラが発見された場合には必ず工事を中断して発注者を含む関係者で協議する。
- 火気作業を行う前に可燃物の除去、初期消火に足りる本数の消火器の設置を行い、確実な消火確認等、火気使用ルールを厳守して作業する。
また改修工事では無火気工法を基本とする。

〈特定災害① 墜落・転落災害(高さ2m以上)の防止〉

- 墜落のおそれがある場所では墜落制止用器具を必ず使用してから作業を始める。作業終了後、安全な場所で墜落制止用器具のフックを外す。
- 外端部・開口部は墜落・落下防止のために、手摺・巾木・ネット・看板表示(立入禁止・墜落制止用器具使用)を設置し、必ず整備・点検する。
- 床開口部は「床開口養生計画」を定めて、「開口部管理業者・責任者」を明示して維持管理する。
- 層間ネットは足場・軀体側からの墜落・落下防止のために、正しい位置に設置し、日々の点検整備を行う。

〈特定災害② 機械関連災害の防止〉

- 重機作業・移動範囲は立入禁止とする。できなければ必ず誘導者を配置し、運転手は誘導者の指示に従う。
- 機械の故障・点検時には必ずエンジン・電源等をOFFにして作業を行う。離席する際はエンジン・電源をOFFにし鍵を抜く。
- 運転中には操作レバーに触れ誤作動になるような服装はしない、運転席から身を乗り出さない。
- 周辺作業員は重機の死角に近付かない、運転手に合図して重機が停止してから近付く。
- 万一、運転手・周辺作業員がミスしても災害にならないように、機械側でできる安全機能を設置する。

〈特定災害③ 飛来・落下災害(高さ2m以上または重さ100kg以上)の防止〉

- 垂直養生ネットは1m以上重ねて隙間なく張り、各階でワイヤー等に結束し、必要に応じ引込ネットを設置する。
- 水平ネットや層間養生ネットはイレギュラー部位も工夫して隙間なく張り、日々の点検整備をする。
- 吊荷に適した玉掛け用具・使用前点検を実施し、吊荷の固縛・バランスを確認して、吊荷下部に人を入れないように揚重する。
- 突風のおそれのある場所(屋上・最上階デッキ上)は資材等の飛散防止対策(ネット架等)を実施する。
- 万一、上部で飛散・落下があっても災害にならないように、下部立入禁止を必ず実施する。

〈特定災害④ 崩壊・倒壊災害の防止〉

- スラブ型枠上を資材荷取場所・仮置場にする際には仮設構造計算に基づく単位許容荷重、最大積載荷重を表示し、下部は立入禁止とする。
- 資材等の車上荷取・積込作業は積荷の荷崩れ防止・車全周の立入禁止を行い、荷の上には乗らない作業姿勢で行う。
- 高所作業車はメーカー取扱説明に基づいて運転し、傾斜・凹凸・段差のある場所では使用しない。
- クレーンは突風に備えて作業終了時の姿勢を定める。台風等の緊急時の対応を早期に実施する。
- 山留・桟橋等は仮設構造計算・施工計画通りに施工し、管理値(軸力・変位)を定めて日々管理する。

〈特定災害⑤ 感電災害の防止〉〈酸欠・CO中毒等災害の防止〉

- 活線作業は厳禁とする。受電後等で活線・死線が混在する場合は作業前に検電器で死線であることを確認する。
- 酸欠・CO中毒等災害のおそれのある場所は必要量の換気を行い、作業前・中に測定を実施する。エンジン式発電機は作業場所には設置しない。



「安全の見える化」「作業観察」「ダブルセイフティ」の確実な実施を!

昨年は重篤災害こそ発生しませんでしたが、一歩間違えば死亡災害となる墜落災害、重量物の転倒による崩壊・倒壊災害などが発生しています。また、社会的影響の大きい発電所内や高速道路近傍での火災、空港制限区域での埋設損傷、高速道路上における交通事故等が発生しており、「基本的なルール」や「過去の事故・災害により定められたルール」が守られていなかったことが主な発生原因でした。

その他災害の傾向として、類似の災害や事故が繰り返し発生しており、作業所長以下の作業所職員、安責者、職長は災害事例を「自分事」として捉えて、現場・現物・現実を踏まえた凡事を怠らない安全管理を徹底するとともに、重点管理事項である「安全の見える化」「作業観察」「ダブルセイフティ」について継続して真剣に取り組んでください。

事故・災害を未然に防ぐために当社が実行すべき事項を3点に絞り以下に示します。

- 1.適切な施工計画の立案(安全性、施工性、現場条件との整合性)
- 2.作業所・専門工事業者に寄り添った本社・支店の更なるパッケージ型支援の実施
- 3.無人化・自動化施工とDXを活用した安全管理の推進

土木部長を中心とした会社幹部は、三現主義に基づき現場に足を運び、上記の重要事項が完全に実施され安全な状態で作業が進められていることを確認してください。そして、作業所で働くすべての人が自分の役割や責任を認識して、日々の安全施工サイクルを進めるうえでコミュニケーションを積極的に深め、何でも言いやすい作業所環境を作り、「第三者災害・火災・重篤災害・重大事故の撲滅」を実現しましょう。

安全衛生責任者・作業責任者(職長)の重点管理事項(土木)

(安全衛生責任者・作業責任者(職長)へ確実に周知し実施させてください)

計画段階

- 災害事例、専門工事業者の声を反映した適切な施工計画の立案(安全性、施工性、現場条件との整合性)
- 各種検討会・審査(会)における危険源の特定、リスクの適切な評価、対策の立案
- 特定災害を発生させないための「二重の安全対策(ダブルセイフティ)」の計画

実施段階

- 安全(危険)であることを、表示板、札などで明示(「安全の見える化」)
- 巡視による、法令・ルール違反、不安全行動の是正、計画と実施の一貫確認(「作業観察」)
- 安易な作業変更の禁止(「作業変更時のルール」の厳守)
- ロールプレイを活用した「作業手順書」周知会による、作業員一人ひとりの役割の明確化
- 無人化・自動化施工とDX技術(当社開発技術のAI監視システム等)の活用
- 専門工事業者の安全衛生管理能力の評価(「専門工事業者評価シート」の運用)
- 社会的影響が大きい①第三者災害 ②火災 ③クレーン転倒に対する入念な防止計画とその妥当性の現地での検証

〈第三者災害・火災の防止〉

- 「埋設物・架空線管理者」の配置と職務の確実な実施
- 打合せ時、施工時の地下埋設物・架空線等上空施設近接作業の明確化
- 鉄道近接・発電所内・空港・高速道路作業の現場・現物・現実を踏まえた作業計画の立案及び実施
- 無火気工法を原則とし、火気作業を行う場合には可燃物除去、消火設備設置、残火確認を実施
- バックホウ及びクレーン作業における作業足場(地盤強度等)の確認と補強の実施

〈特定災害① 機械関連災害の防止〉

- 重機作業エリアの明示及び重機と人の作業の分離
- 重機と人が接触する危険がある作業の「二重の安全対策(ダブルセイフティ)」の実施
- 狭隘、空頭制限のある作業場所での重機作業による挟まれ防止を考慮した施工計画の立案及び実施
- 回転体への巻き込まれ防止のための物理的防護措置の実施及び点検・修理・清掃手順の「見える化」
- バックホウ及びクレーンの誤操作による災害の防止(扉閉め、作業待機時の操作ロックレバー作動等)

〈特定災害② 墜落災害の防止〉

- 高所作業時の墜落防止設備の先行設置と「二重の安全対策(ダブルセイフティ)」の確実な実施
- 作業ステップに適した足場・昇降設備の計画の立案及び実施
- 既設建物等の解体作業及びセントル・シート台車等の組立・解体作業の社内ルールの厳守

〈特定災害③ 飛来・落下災害の防止〉

- 重量物の運搬・移動時、重量バランスを確保した配置及び固縛の実施
- 玉掛け作業時の吊荷の抜け落ち・落下防止対策の実施
- トンネル工事(NATM)の切羽監視人の職務の確実な実施

〈その他の災害の防止〉

- 仮設備組立・解体作業時の崩壊・倒壊災害の防止
- 化学物質の取扱い作業における化学熱傷等災害の防止
- 連絡車等による交通事故の防止
- 新規参入業者の災害防止

〈健康障害等の防止〉

- 健康診断有所見者に対する医師意見に基づく適正配置の徹底及び過重労働の防止対策の事業主への指導
- 熱中症対策の更なる推進と発症時の速やかな受診の実施、エイジフレンドリーな職場の推進
- 石綿・粉じんばく露防止措置・化学物質のリスクアセスメントによる健康障害防止対策の実施状況の確認・指導
- 放射線被ばくによる健康障害の防止

重点危険作業・危険作業の特定

本社リスクアセスメントにより危険度(重大性)の高い作業を特定

建築

重点危険作業

- 指定(1次)・登録(2次以降)業者限定(国際事業本部を除く)
- 計画は支店が審査・承認、実施状況をパトロール時に確認
- 周知会・節目での作業所長(または代行者)の立会
- 鉄骨の組立・解体作業(高さ5m以上、デッキプレート等敷込含)
※作業姿勢を考慮した計画であること
- 既設建物等の解体作業
(高さ5m以上、地下3m以上(市街地は地下全て))
- 桧打機械を使う作業(リーダーの無い桧打機は除く)
※計画時、山留杭は掘削時の測定方法を含め確認すること
- 足場、荷取りステージの組立・解体作業
(外部足場、内部足場・荷取りステージ:作業床高さ7.5m以上、先行昇降足場等を除く)
- 土止め支保工・乗入れ構台の組立・解体作業
(置き構台は除く)
- 支店建築部長、安全・環境推進室長が指定した作業
(必要に応じ支店の過去の災害の教訓もふまえてエンジ工事も含め
重点危険作業を特定する)

危険作業

- 作業所長が計画を審査・承認、巡視時に確認指導
- 周知会・危険ポイントでの作業所長(または代行者)の立会
- 鉄骨の組立・解体作業(高さ5m未満、デッキプレート等敷込含)
※イレギュラーな部分の詳細検討をすること
- 市街地以外での地下3m未満の既設構造物の解体作業
- 桧打機械を使う作業(リーダーの無い機械)
- 足場、荷取りステージの組立・解体作業
(外部足場、内部足場・荷取りステージ、作業床高さ7.5m未満)
- 下記の機械を使う作業(車両系建設機械等)及び点検・修理作業
 - 油圧ショベル、解体用機械(タッチメント交換を含む)、
高所作業車、フォークリフト、コンクリートポンプ車
- クレーンを使う作業(組立・解体・クライミング作業・点検・修理を含む)
- Pca(躯体・外装)、ALC・ECP(外装のみ)の取付作業
(支保工架払を含む)
- 重量部材の荷役・取扱作業
(免震制震関連仮設鋼材・設備重量機器等の搬入)
- エレベーター・エスカレーター・駐車機械・
その他搬送設備の組立・試運転調整作業
- 仮設を含む受変電設備の計画内容の
所員の確認・把握・表示等、各種試験・盛替・撤去作業
- 型枠支保工の組立・解体、スラブ型枠(無支保工)の
組立作業(高さ3.5m以上)
- スラブ型枠上を資材荷取場所・仮置場にする補強作業
(RC・SRC造)
- 鉄道営業線、高圧線、地下埋設物等に近接して行う作業
- 酸欠等危険場所及び一酸化炭素中毒等の有害物との
接触のおそれのある作業
- 置き構台の組立・解体作業
- ゴンドラを使用する作業(本設・仮設共)
- 支店建築部長、安全・環境推進室長が指定した作業
(必要に応じ支店の過去の災害の教訓もふまえてエンジ工事も含め
危険作業を特定する)

土木

重点危険作業

- 指定(1次)・登録(2次)業者限定(国際事業本部を除く)
- 計画を支店で審査・承認
- 危険ポイントでの作業所長(または代行者)の作業観察
- トンネル工事(NATM)の掘削作業
- 仮設備の組立・解体
 - セントル、橋形クレーン(定格荷重5t以上かつ機械全高10m以上)、
シールド機(直径5m以上)、特殊機械、プラント等
- 既設構造物の解体作業(高さ5m以上、高所での解体等)
- 桧打機械を使う作業(転倒防止)
- 支店土木部長が指定した作業

危険作業

- 計画を作業所長が審査・承認
- 危険ポイントでの作業所長(または代行者)の作業観察
- 下記の機械を使う作業(車両系建設機械等)及び
清掃・点検・整備作業
 - 油圧ショベル系、コンクリートポンプ車、高所作業車、フォークリフト、
不整地運搬車、回転部位に接触するおそれのある機械
- クレーンを使う作業(組立・解体作業を含む)
 - 移動式クレーン・積載型トラッククレーン・定置式クレーン等
- 止むを得ず墜落制止用器具(安全帯)のみの
使用となる高所作業及びロープ高所作業
- 土止め支保工・乗入れ構台・足場・型枠支保工の
組立・解体作業
- シールドマシンの組立・解体(直径5m未満)・移動作業
- 発電所・工場等重要施設及び
鉄道営業線・高速道路に近接して行う作業
- 架空線等上空施設・地下埋設物等に近接して行う
作業(感電災害防止を含む)
- 酸欠等危険場所及び一酸化炭素中毒等の有害物との
接触のおそれのある作業

作業変更(予定外作業等)時のルール(フロー)

作業変更(予定外作業等)は、作業所と安責者・作業責任者(職長)が情報を共有し、検討・協議の上対応する

作業指示を最前線の作業員まで正確に伝える「指揮命令系統」を確立することが大前提

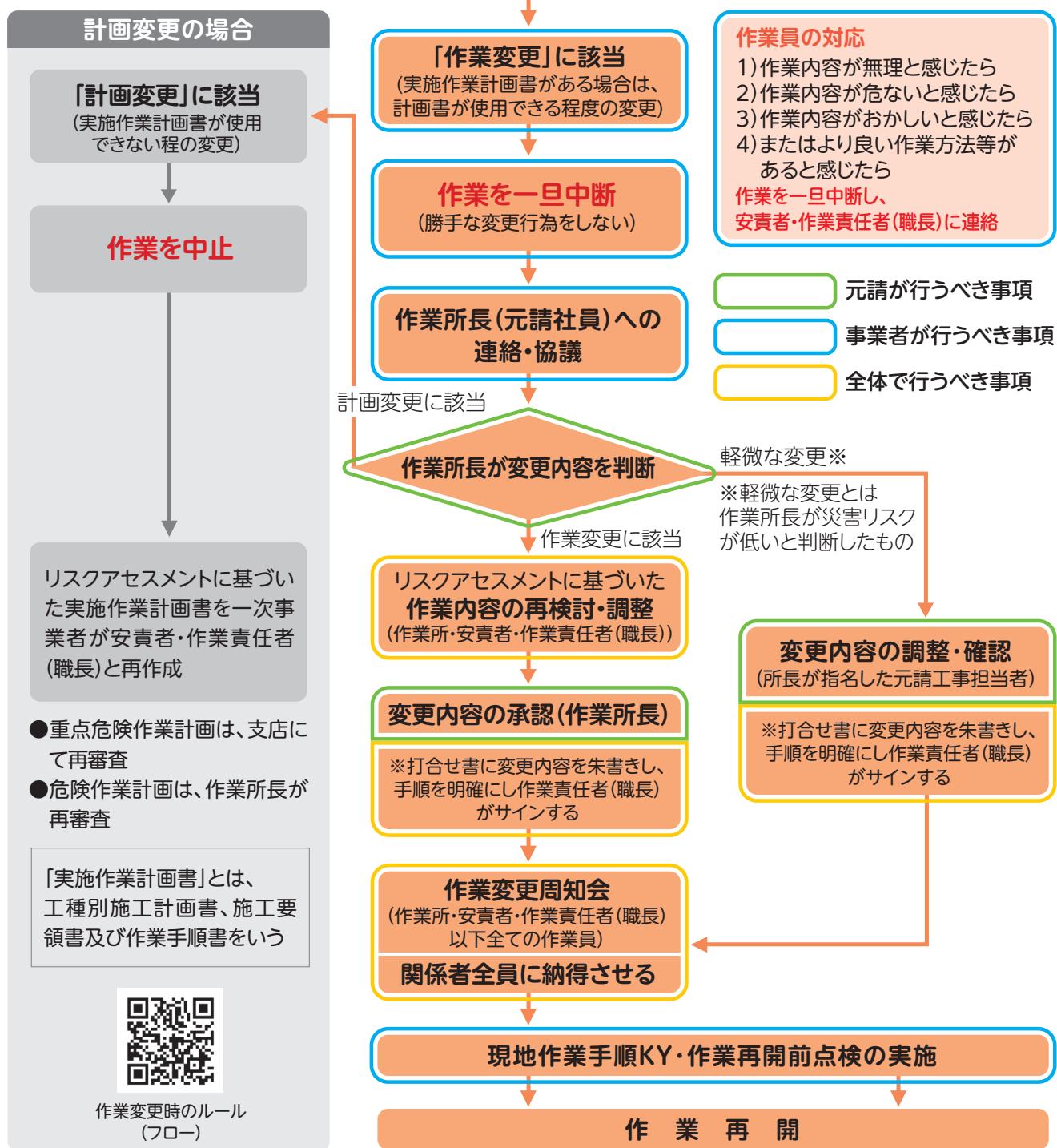
作業変更の発生

「作業変更(予定外作業等)」とは、前日の予定と違う作業をすることであり、以下のようなケースを言う

(1)前日に打合せた作業以外の作業を行う場合(当日の予定に無い作業を行う場合)

(2)前日の「工事・安全打合せ」の内容に対し、以下の事項が変更されること

作業変更 (予定外作業等) の 具 体 例	①施工体制の変更(作業指揮者の変更、指揮命令系統の変更) ②施工範囲の変更 ③施工場所や時間の変更 ④作業人員や使用機械の変更	⑤作業手順の変更、作業手順がない作業 ⑥上下作業や混在作業にかかる変更 ⑦安全設備の取り外しを伴う作業・行為 ⑧安全のために絶対守らなければならない手順に関する変更(作業所巡回による指示等)等
--------------------------------	--------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------



「特定災害」による災害事例

死亡につながりやすい【特定災害】をどのように阻止するか

①墜落・転落(2m以上)

2020年発生 既存建物の改修中にスレート屋根を踏み抜いて墜落

死 亡

既存工場の屋根上で換気塔外壁撤去作業中、撤去破片を片付けていたとき、スレート屋根カバー工法金属葺屋根を踏み抜いて8m墜落した
(金属葺屋根は腐食していた)

墜落制止用器具未使用

- 既存建物の改修工事では事前調査を徹底
- 専門知識のない作業員には送り出し教育と安全周知

2021年発生 後ずさりしながらデッキを溶接していて2階バルコニーの端部から墜落

死 亡

隙間
(約35cm)

墜落制止用器具未使用

- 手摺のない2m以上の高所では墜落制止用器具使用徹底
- 床端部には手摺やネット等の墜落防止措置

②機械関連(建設機械・クレーン等)

2024年発生 不整地運搬車を後進で水圧鉄管下をくぐり抜けようとして挟まれた

死 亡

不整地運搬車をバック走行で水圧鉄管下をくぐり抜けようとしたとき、水圧鉄管と不整地運搬車の手摺に頭部を挟まれた
(現認者なし)

経験不足による不注意

- 狭隘な場所での後進運転時には誘導者を配置する
- 現地の状況を反映した作業計画の策定と周知

2020年発生 オペレーターが運転席から身を乗り出した際、クレーンが誤作動し挟まれた

掘削土の入ったフレコンバッグの集積・揚重作業中、運転席から身を乗り出した際にクレーンが突然旋回し、昇降段階の建地と運転席のフレームに首を挟まれた

慣れによる油断

死 亡

突然旋回した

- 機械の操作は常に正しい着座位置で行う
- クレーンの作業範囲は十分な空間を確保する

③崩壊・倒壊

2014年発生 地組していた柱筋が倒壊して下敷き

仮設施設の強度不足

死 亡

柱筋6台を地組作業中地組架台ごと倒壊した
直交クランプのピンが破断

- シンプルで確実な根拠に基づく仮設計画
- 組立後の点検・実施段階での現地確認

2021年発生 仮置きした鉄筋材が許容荷重オーバーで支保工が崩壊し、デッキプレートが崩落

鉄筋材重量
合計約12.9t
(許容重量
(4t/スパン未満))

フラットデッキ

積載荷重オーバー

- デッキの積載荷重を明確に表示及び周知
- 鉄筋等の重量物を仮置きする場合は支保工を設置

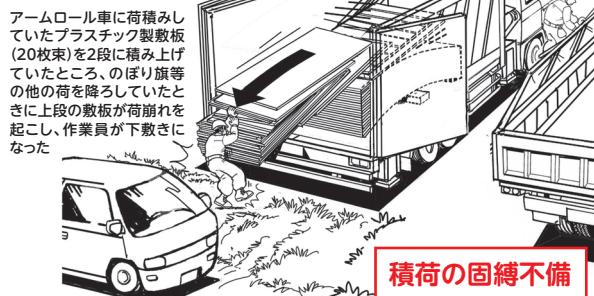
「特定災害」による災害事例

死亡につながりやすい【特定災害】をどのように阻止するか

④飛来・落下(2m以上/100kg以上)

2024年発生 アームロール車に積んでいたプラスチック製敷板が荷崩れを起こし下敷き

死 亡

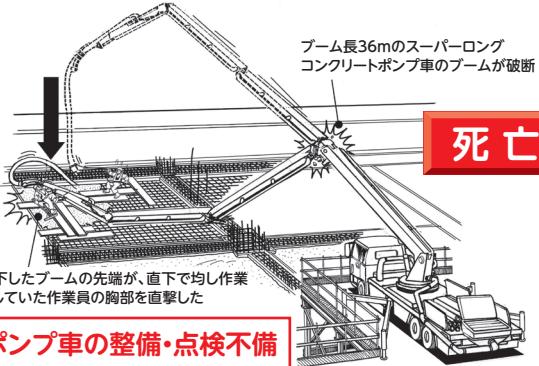


●トラック等で荷を運搬するときは、偏荷重が生じない配置や固縛を確実に行う

積荷の固縛不備

2020年発生 破断したコンクリートポンプ車のブームが落下し直撃

死 亡



ポンプ車の整備・点検不備

●持ち込み機械の整備・点検を徹底
●ブーム下の人払い(ダブルセイフティ)

⑤感 電

2011年発生 ハシゴを使用し、非常用照明(100V)の配線を活線作業で行い感電

死 亡



成功体験による油断・怠慢

●元請・1次専門工事業者の関与、組織立った安全管理の実施

2016年発生 損傷した電動コンクリートカッターの電気ケーブルに触れて感電

死 亡

感電の知識不足



●電気器具・ケーブルの損傷に注意
●濡れた手や服装で電気関連作業に従事しない

忘れてはならない災害・重大事故事例

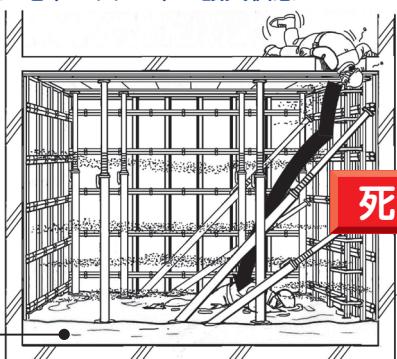
発生頻度は低いが重篤災害につながる【危険源】

【酸素欠乏症】

2000年発生 地下ピットの中が酸欠状態

死 亡

水が溜まり資材が浸っていた状態



【杭打機】転倒

1991年発生 作業中の杭打機が転倒し直撃した隣家の住民2名が死亡

第三 者人身事故



保護具の装着は安全の基本・手持ち電動工具による災害に注意しましょう

保護具の装着は安全の基本　－事業者・労働者の責務－

事業者は□にチェックを入れて、自社保護具標準として手順書に反映しましょう

ヘルメット

- 有効期限(使用開始からの期間)を確認

本体の材質

- ABS・PC・PE製：3年
- FRP製：5年

ヘルメット内装

- 装着体：1年



正しい装着

- あごひもは指1、2本が入る程度でしっかりと締める
- まっすぐ被る
- タオルや帽子の上から被らない

安全靴

- JSAAやJISなどの規格品を着用しましょう

また作業に合わせた等級の靴を選びましょう

(例) JIS規格品の製品等級
重作業用：H、普通作業用：S、
軽作業用：L

- 踏み抜き災害防止

JSAA規格の合格基準製品、または中敷きを装着してください

その他の保護具

保護メガネ

(ゴーグル型が安全)

- 眼鏡の上から使用できるものもあります
 - メガネ型やフェイスシールドは隙間からの飛散物に注意
- ※強度のあるJIS規格品、米国規格品(ANSI)などを選びましょう



遮光保護具はJIS使用標準に準拠



(例)
アーチ溶接遮光度
番号5～14を選択

保護手袋

- 作業に適合したものを使用
(回転工具への巻き込まれ防止等)
- 用途別に防振、耐電気、やけど防止、化學防護などがあります



- 丸のこ作業は綿製手袋(軍手)禁止
- カッター作業、切断面が鋭利なものの取り扱いでは耐切創用を使用
(EN388:国際規格があります)

有害物に応じたマスク等を使用

- SDSに示されたマスクを使用(防毒マスク、防じんマスク、電動ファン付き呼吸用保護具など)

- 各種マスクの製品耐用年数、フィルターの交換基準を守って使用

- 使い捨て式は、使用限度時間内で使用



手持ち電動工具による災害に注意しましょう　－あるある災害防止へ－

作業員が毎日使う電動工具による類似災害が後を絶ちません。

以下の発生原因を改めて認識し、特に経験の浅い作業員への教育を徹底してください。

- ① 電源が入ったままの誤作動、安全装置の無効化(トラブル発生時や点検時等)
- ② 無理な姿勢・持ち方、無理な使い方(キックバック現象の誘発)
- ③ 保護具の未着用(上記保護具一覧参照)



指切断



指挫滅・開放骨折



大腿筋部分断
丸ノコの
キックバック現象



保護メガネ未着用
切断粉飛散

立入禁止・関係者以外立入禁止・誘導者・監視人を必要とする作業

安衛法上「立入禁止」※1を必要とする主な作業

作業別	該当箇所	準拠条項
車両系荷役運搬機械	労働者に接触するおそれのある箇所	安衛則 151の7
	フォーク、ショベル、アーム等により支持されている荷の下	安衛則 151の9
車両系建設機械	労働者に接触するおそれのある箇所	安衛則 158
	吊荷に接触又は落下危険の箇所	安衛則 164
コンクリートポンプ車	コンクリート等の吹出しのおそれのある箇所	安衛則 171の2
くい打機、くい抜機、ボーリングマシン	巻上げ用ワイヤロープの屈曲部の内側	安衛則 187
	狭あいな場所で作業を行う場合で、巻上げ用ワイヤロープの切断による危険がある区域	安衛則 180
坑内における動力車	後押し運転をするとき 【誘導者の代替】	安衛則 224
明り掘削	地山の崩壊、土石の落下のおそれがある箇所	安衛則 361
伐木作業	伐木、かかり木の処理、木寄せ等の作業の下方で木材が転落又はすべることによる危険箇所	安衛則 481
物体落下による危険箇所	作業のため物体が落下することにより 労働者に危険を及ぼすおそれのあるとき	安衛則 537
つり荷の下 (クレーン、移動式クレーン、デリック、共通)	1.ハッカーを用いて玉掛けをした荷がつり上げられているとき 2.つりクランプ1個を用いて玉掛けをした荷がつり上げられているとき 3.ワイヤロープ、つりチェーン、繊維ロープ又は繊維ベルトを用いて1箇所に玉掛けをした荷がつり上げられているとき 4.複数の荷が一度につり上げられている場合で、当該複数の荷が結束され、箱に入れられる等により固定されていないとき	クレーン則 29 クレーン則 74の2 クレーン則 115
クレーン	ケーブルクレーンのワイヤロープの内角側	クレーン則 28
移動式クレーン	上部旋回体と接触危険のある箇所	クレーン則 74
デリック	ワイヤロープの内側で取付具等が飛来するおそれのある箇所	クレーン則 114
建設用リフト	1.搬器の昇降によって危険のある箇所 2.ワイヤロープの内角側	クレーン則 187
圧気工法	酸欠空気の漏出している井戸等のある箇所	酸欠則 24

※1「立入禁止」箇所は何人たりとも立ち入ってはならない

安衛法上「関係者以外立入禁止」※2を必要とする主な作業

作業別	該当箇所	準拠条項
不整地運搬車 構内運搬車 貨物自動車 貨車	1つで100kg以上の荷を積卸しする作業箇所 【作業指揮者による】	安衛則 151の48 安衛則 151の62 安衛則 151の70 安衛則 420
解体用機械(ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧碎機)	物体の飛来による危険のある箇所	安衛則 171の6
ジャッキ式つり上げ機械	荷のつり上げ、つり下げ等の作業箇所	安衛則 194の6
型枠支保工	組立、解体を行う区域	安衛則 245
爆発性・発火性・引火性	爆発又は火災の危険がある箇所	安衛則 288
土止め支保工	切梁又は腹おこしの取付け、取外しを行う作業箇所	安衛則 372
ずい道掘削	こそく作業中の箇所又はその下方の危険箇所	安衛則 386
ずい道支保工	支保工の補強又は補修作業箇所で落盤、肌落ちの危険箇所	安衛則 386
ずい道等の建設	可燃性ガス濃度が爆発下限界の30%未満であることを確認するまでの間	安衛則 389の8
伐木作業	伐木する立木の高さの2倍を半径とする円の内側 かかり木の処理による激突の危険箇所	安衛則 481
建築物の鉄骨	鉄骨の組立、解体、変更(建築物の骨組み又は塔)の作業区域	安衛則 517の3
橋梁架設	鋼橋の架設、解体、変更の作業区域	安衛則 517の7
コンクリート造の工作物	コンクリート橋の架設、変更の作業区域	安衛則 517の21
墜落危険箇所	墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所	安衛則 530
架設通路、作業床、作業構台共通	作業の必要上、臨時に手摺・中桟等を取り外した場合等	安衛則 552 安衛則 563 安衛則 575の6

⚠ 大成建設で過去に死亡災害発生を表す

立入禁止・関係者以外立入禁止・誘導者・監視人を必要とする作業

安衛法上「関係者以外立入禁止」※2を必要とする主な作業

作業別	該当箇所	準拠条項
足場	つり足場、張出し足場、高さ2m以上の足場の組立、解体、変更作業の区域内	安衛則 564
作業構台	作業構台の組立・解体・変更作業を行う区域	安衛則 575の7
クレーン	組立、解体の作業区域	クレーン則 33
移動式クレーン	ジブの組立、解体を行う作業区域	クレーン則 75の2
エレベーター(工事用)	昇降路又はガイドレール支持塔の組立、解体の作業区域	クレーン則 153
建設用リフト	組立、解体の作業区域	クレーン則 191
ゴンドラ	作業箇所の下方	ゴンドラ則 18
金属アーク溶接作業	溶接作業を行う場所	特化則 24
高気圧作業	1.気こう室及び作業室 2.再圧室設置場所及びその操作場所	高圧則 13 高圧則 43
酸素欠乏危険作業	酸素欠乏等危険作業場所又はこれに隣接する場所 酸素欠乏等のおそれがないことを確認するまでの間	安衛則 585 酸欠則 9 酸欠則 14
石綿等が使用されている建築物等の解体等	1.吹付け石綿の除去・封じ込め・囲い込み作業場所 2.石綿含有保温材等の除去・囲い込み作業場所	石綿則 7
石綿等を取り扱う業務	石綿等を取り扱う作業場	石綿則 15

※2 「関係者以外立入禁止」箇所は、看板等に「関係者」として名前が明記された者以外は立ち入ってはならない

安衛法上「誘導者」「監視人」等の配置を必要とする主な作業

■ 誘導者

作業別	該当箇所	準拠条項
車両系荷役運搬機械	転倒、転落のおそれのあるとき 労働者に接触するおそれのある箇所	安衛則 151の6 【立入禁止の代替】 安衛則 151の7
車両系建設機械	転倒、転落のおそれのあるとき 労働者に接触するおそれのある箇所	安衛則 157 【立入禁止の代替】 安衛則 158
高所作業車	労働者を乗せて走行する場合(作業床において走行の操作をする構造のものを除く)	安衛則 194の20
坑内における動力車	後押し運転をするとき	安衛則 224
明り掘削における運搬機械等	後進で労働者の作業箇所に接近するとき、又は転落のおそれのあるとき	安衛則 365
ずい道建設における運搬機械等	後進で労働者の作業箇所に接近するとき、又は転落のおそれのあるとき	安衛則 388

■ 監視人※3

作業別	該当箇所	準拠条項
坑内の軌道装置	車両と側壁の間隔が60cm未満で労働者に接触するおそれのあるとき	安衛則 205
停電作業	通電禁止のため開路した開閉器に	安衛則 339
特別高圧活線近接作業	接近限界距離を保つ見やすい箇所に	安衛則 345
架空電線近接場所等	工作物の建設・解体・点検等、又は移動式クレーン等を使用するとき	安衛則 349
高所からの物体の投下	3m以上の高所から物体を投下するとき	安衛則 536
通路と交わる軌道	軌道で車両を使用するとき	安衛則 550
軌道上又は軌道近接作業	労働者と車両が接触する危険があるとき	安衛則 554
走行クレーン	同一ランウェイに並置された走行クレーンの修理、調整、点検等の作業中に接触のおそれのある箇所	クレーン則 30
潜水業務	ボンベからの給気を受けている潜水作業者に異常がないかどうか	高圧則 29
酸素欠乏危険作業	作業の状況を常時	酸欠則 13

※3 作業指揮者による監視は別途、次の条文に従って実施すること⇒ 安衛則 151の15、151の48、151の70、165、194の18、389の3

⚠ 大成建設で過去に死亡災害発生を表す



◀◀◀ 左の二次元コードから次のものが閲覧できます。

①「関係者以外立入禁止」看板の見本 ② ⚠ で示された過去の死亡災害事例

「安全アカデミー(専門工事業者版)研修」について

■ 2025年の総括

2025年12月末時点で9拠点、12回を実施済み(年度の実施予定は11拠点、全14回)。この時点での専門工事業者の累計受講者数は1,789名。同時開催の各支店派遣社員も合わせると累計で2,526名が受講済。目標受講者数(専門工事業者+派遣社員)である2,800名を越え、ほぼ3,000名を達成できる見込みです。受講者も事業主はじめ安全担当者、職長、作業員の方々など幅広い層に受講いただいております。毎回アンケートを書いていただいているが、ほぼすべての参加者から「今までにない研修」「ぜひ来年は自社の全作業員に受講させたい」と好意的な感想をいただいております。

また安全担当者の方々からは、「本日の内容を自社の安全教育に取り入れたい」「伝え方という面で参考になった」等の感想もいただいております。



実際の災害映像による安全教育(大阪会場)



危険体感機器による安全教育(熊本:K-TEC作業所会場)

■ 2026年の展開について

2026年は全国24拠点、全28回の開催(調整中)に規模を拡大します。開催拠点を増やすこと、会場によっては時期を変えて複数回開催することなどで、受講希望者がさらに参加しやすくなるようにしました。また2025年に実施して好評であった「作業所開催」も積極的に行っていきます。2025年に参加できなかった方、また2026年度は他の受講者に受講させたい安衛協会員の皆様はぜひこの機会に申し込みをお願いいたします。

■ 「安全アカデミー」の目指すもの

講義内でも何度も触れているが、受講者全員に「当事者目線を持って帰っていただくこと」が本アカデミーの目的です。災害の「当事者」「目撃者」「被災者本人」を多角的に疑似体験いただくことによって「絶対に災害の当事者にはならない」という決意を持って帰っていただくように講義内容も構成しています。**まだ未受講で関心を持たれた方は、ぜひ受講申し込みをお願いします。**

※受講申し込みは各拠点開催の2か月前を目途に各支店の安衛協会員宛にご案内します。



安全管理の心得(札幌会場)

座学の講義ですが、受講者参加型の講義であること、一般的な安全講習等では触れない深い内容であるため、受講者も真剣そのものです。

「労災かくし」の根絶について

■はじめに

不幸にして労働災害が発生した場合、被災者は治療に係る費用の給付や、就労できない間の賃金の給付など、様々な補償を受けることができます。しかし「労災かくし」を行えば、被災者はこれらの補償を一切、受けることができなくなります。

また、類似災害防止のために、原因を究明し、再発防止策を水平展開する機会が失われることになります。

そのため、**どんなに小さな怪我でも、職長・会社・元請へ必ず報告してください。**

■労災かくしとは

労災かくしとは、次の①または②の行為です。

①労働基準監督署に「労働者死傷病報告書」を提出しないこと

②内容(被災の場所や状況、休業日数等)を偽って「労働者死傷病報告書」に記載すること



■労災かくしは犯罪です

行為者だけでなく会社も厳しく罰せられます。また協力した人も共犯として処罰されます。

●労災かくしが発覚した場合の影響(代償)

対象	影響(代償)
行為者 協力者	●司法処分 ●家族を含む精神的苦痛等
会社	●取引先をはじめ社会からの信頼失墜 ●司法処分、行政処分(指名停止他)等 → 受注機会喪失

■労災かくしは必ず発覚します

通報者の保護制度やSNS等の普及により、労災かくしは必ず発覚します。

労災かくしが可能だと思う間違った考え方	実際は…
<ul style="list-style-type: none">●軽い怪我すぐ治るだろう●労災保険を使わず自分達(個人・会社)で治療費等を払えば済むだろう●関係者へ口止めすれば大丈夫だろう	<ul style="list-style-type: none">●被災者が治療の長期化や後遺症で苦しむ●労災保険と同じ治療費・休業補償・障害年金等をもらえず本人や家族が生活に困る●口止めへの抵抗・反発として周囲へ漏らす、通報する、ネットへ書き込む

■労災発生時の適切な報告

※報告書類は元請に内容を確認したうえで提出してください。

災害の程度	報告書類	報告者	提出先	提出期限
不休	療養補償給付たる療養の給付請求書(様式第5号)	被災者	病院	遅滞なく
休業 1日~3日	労働者死傷病報告(電子申請)	事業主	監督署	四半期毎
休業 4日以上				遅滞なく

※2025年1月1日より労働安全衛生関係の一部の手続きの電子申請が、義務化されています。

■教育用動画【自社の社員教育にご活用ください。】

「労災かくし」は絶対に許されない!



労災発生時に必要な手続き



■労災かくしを見かけたら

大成建設では、社外の方からも直接通報できる公益通報制度を設けています。

制度概要及び通報窓口は会社公式ホームページ“協力会社の皆様へ”

(<https://www.taisei.co.jp/partner/koueki/>)をご確認ください。

熱中症の対策強化に関する法規制について

2025年6月より熱中症対策が事業者の義務となりました。

概要

WBGT値28または気温31度以上で連続1時間以上または1日4時間を超えて行う作業で

- ①体調不良の作業員を報告するための体制をあらかじめ定める。
- ②症状の悪化を防止するために必要な措置に関する内容や実施手順をあらかじめ定める。
- ③上記①及び②の内容を関係作業者へ周知する。

作業所に掲示されている以下の内容を確認!

熱中症のおそれのある場合の措置 《早期発見・早期処置》

熱中症のおそれのある者を発見

【自覚症状】
頭痛、不快感、吐き気、めまい
こむら返り、倦怠感、高体温等

あれっ、何かおかしい



立ちくらみ・めまい

吐き気

何となく体調が悪い

すぐに疲れる

【他覚症状】
失神、大量の発汗、痙攣、ふらつき、生あくび
返事がおかしい、ボーッとしている等

あの人、ちょっとへン



イラライしている

時ひかけに応じない

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

「ワークサイト」利用のための専用ID発行手続きのお願い

大成建設では、作業間調整システム「ワークサイト」を採用しています

現在399現場で利用を開始しています

※2025年10月末現在 安全本部調べ

- 「ワークサイト」とは「作業予定」「現地KY活動」等の安全書類をスマホにて簡単に入力・管理できる生産性向上のための作業間調整システムです。
- ワークサイトの利用には貴社にて職長への「専用ID発行」が必要です。「専用ID発行」を済ませた上で、本人がログインできる状態で現場に入場するようお願いします。

お願い

ワークサイト活用にあたり「工事担当者」「作業指揮者」「打合せ者」の記載において、休日の人の名前が記載されていることがないように、当日の指揮命令系統と合致した名前の記載をしてください。

「ワークサイト」専用ID発行方法

STEP

- ① 建設サイト・シリーズへログイン



STEP

- ② [グリーンサイト(協力会社向け)]をクリック



STEP

- ③ [従業員]をクリック



STEP

- ④ 対象の作業員の[基本情報編集]をクリック



STEP

- ⑤ 携帯電話メールアドレス(2か所)入力→登録



STEP

- ⑥ ②の画面へ戻り、ワークサイト→[作業員管理]へと進む



STEP

- ⑦ 対象の作業員について



「ワークサイト」専用ID
発行方法の資料はこちら

グリーンサイトにログイン後、
アクセスできます



- グリーンサイトを利用している会社であれば、新たな費用は発生しません。

- 一度「専用ID発行」をすれば、大成建設の別の現場だけでなく、同じサービスを利用している他の元請会社の現場でも利用可能です。

「建設現場顔認証 for グリーンサイト」顔情報登録のお願い

大成建設では、入退場管理システム
「建設現場顔認証 for グリーンサイト」を採用しています

現在564現場で利用を開始しています

※2025年10月末時点 安全本部調べ

●新規入場時にあらかじめ貴社にて本人の顔情報を登録を行い、その上で現場に入場させてください。

お願い

顔認証システムでの入場データは大切な就労データとなります。作業員顔画像登録が完了し、現場に入場するときは顔認証リーダーに顔をしっかり読み取ってください。また退場時も同様にしっかり読み取ってください。

【モバイル端末】作業員顔画像登録方法(協力業者・技能者向け)

STEP 1 モバイル端末で
二次元コードを読み取る



顔画像登録画面

https://dedura.ncon.jp/app03/mc_start/

1台の端末で何名でも顔画像登録可能

※「入退記録アプリ」ではなく、「通常のカメラ」または「二次元コード読み取りアプリ」から行います。

STEP 2 「登録開始」をタップ

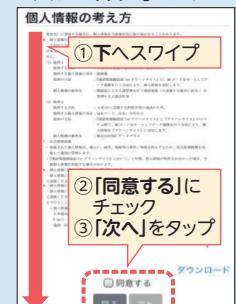


STEP 3 グリーンサイト発行
「通門カード」の
二次元コードを読み取る



グリーンサイト発行の新規入場者アンケートに記載の二次元コードでも可

STEP 4 「個人情報の考え方」を
確認し、「同意する」にチェック
を入れて「次へ」をタップ



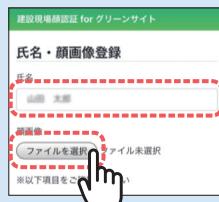
STEP 5 「生年月日」を選択し、
「次へ」をタップ



グリーンサイトに
登録した生年月日を選択

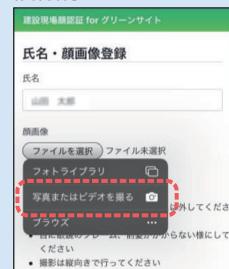
※10回間違えると、顔画像登録が
12時間行えなくなります。

STEP 6 「氏名(漢字)」を入力し、
「ファイルを選択」をタップ



グリーンサイトに
登録した氏名を入力

STEP 7 カメラを起動
iPhone



Android



STEP 8 顔画像を撮影



必ず縦向きで撮影

STEP 9 「次へ」をタップ



STEP 10 「登録」をタップ



STEP 11 登録完了



●「建設現場顔認証 for グリーンサイト」に顔情報を一度登録すれば、大成建設の現場だけでなく、同サービスを利用している他の元請会社での入退場も可能となります。

●この顔認証でCCUSも記録されますので、CCUSカードを持ち歩く必要がありません。

